

福岡県公報

令和3年1月8日
第 165 号

目次

告示 (第15号 - 第25号)

○農業振興地域の区域の変更	(水田農業振興課) …………… 1
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
公 告	
○指定管理者の指定	(文化振興課) …………… 5
○指定管理者の指定	(障がい福祉課) …………… 5
○指定管理者の指定	(新産業振興課) …………… 6
○指定管理者の指定	(企 画 課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 7
○港湾計画の変更の概要	(港 湾 課) …………… 7

○港湾計画の変更の概要	(港 湾 課) …………… 7
○臨港地区分区の変更の案の縦覧	(港 湾 課) …………… 8
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(水産振興課) …………… 9
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(行政経営企画課) …………… 9

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見 の募集	(障がい福祉課) …………… 9
--	------------------

再 掲

○令和3管理年度における知事管理漁獲可能量の公表について	(水産振興課) …………… 13
------------------------------	------------------

告 示

福岡県告示第15号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和46年10月福岡県告示第979号）により指定した飯塚農業振興地域の区域、農業振興地域の指定（昭和47年10月福岡県告示第1098号）により指定した穂波農業振興地域の区域並びに農業振興地域の指定（昭和48年10月福岡県告示第1063号）により指定した筑穂農業振興地域の区域、庄内農業振興地域の区域及び穎田農業振興地域の区域を統合し、次のように飯塚農業振興地域とするので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

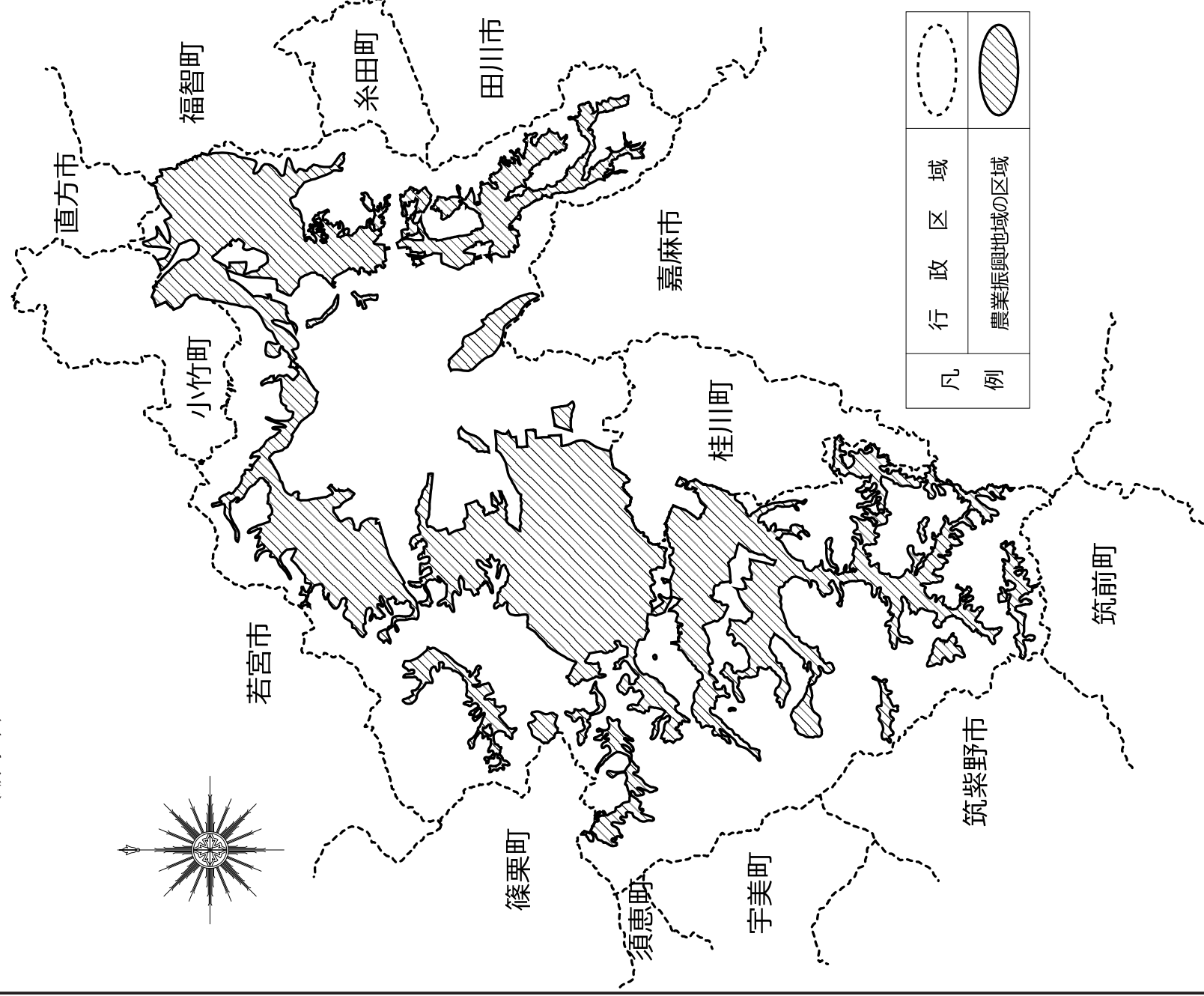
なお、その関係図面は、福岡県農林水産部水田農業振興課及び福岡県飯塚農林事務所農山村振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 農業振興地域名
飯塚地域
- 2 変更後の農業振興地域の範囲
次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

飯塚農業振興地域の区域を表示した図面
(飯塚市)



福岡県告示第16号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年4月28日農林水産省告示第868号

2 変更に係る指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第17号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年6月20日農林水産省告示第1395号

2 変更に係る指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和59年10月31日農林水産省告示第2191号

2 変更に係る指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	福 岡 東環状 線	前	糟屋郡粕屋町酒殿三丁目811番1先 から 糟屋郡粕屋町酒殿三丁目809番1先 まで	6.7 ～ 6.9	24.8
			後	糟屋郡粕屋町酒殿三丁目811番1先 から 糟屋郡粕屋町酒殿三丁目809番1先 まで	6.9 ～ 7.5	24.8

福岡県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	田 川 直 方 線	前	直方市溝堀二丁目4618番6先から 直方市新町二丁目463番1先まで	9.5 ～ 43.9	666.0
				直方市溝堀二丁目4618番6先から 直方市新町二丁目463番1先まで	7.0 ～ 43.9	666.0
			後	直方市溝堀二丁目4618番6先から 直方市新町二丁目463番1先まで	9.5 ～ 35.7	666.0

福岡県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
直 方	田 川 直 方 線	直方市溝堀二丁目4618番6先から 直方市新町二丁目463番1先まで

福岡県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県 道	勝 野 下 境 線	前	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4679番1先まで	21.0 ～ 30.0	482.0
				直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4745番3先まで	9.0 ～ 36.0	135.0
			後	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4745番3先まで	9.0 ～ 19.2	136.0

福岡県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	勝野境線	直方市溝堀二丁目4594番1先から 直方市溝堀一丁目4745番3先まで

福岡県告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	大久保行橋線	行橋市大字大野井631番1先から 行橋市大字大野井629番1先まで

福岡県告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年1月8日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田小石原線	田川郡添田町大字中元寺976番1先から 田川郡添田町大字中元寺971番2先まで

公告

公告

福岡県国際文化情報センター条例（平成6年福岡県条例第23号）第3条の規定に基づき、福岡県国際文化情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県国際文化情報センター	福岡市中央区天神一丁目1番1号	公益財団法人アクロス福岡	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで

公告

福岡県障がい者リハビリテーションセンター条例（昭和55年福岡県条例第27号）第5条の規定に基づき、福岡県障がい者リハビリテーションセンターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	

福岡県障がい者リハビリテーションセンター	古賀市千鳥三丁目1番1号	社会福祉法人福岡県厚生事業団	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
----------------------	--------------	----------------	-----------------------

公告

福岡県立飯塚研究開発センター条例（平成4年福岡県条例第49号）第3条の規定に基づき、福岡県立飯塚研究開発センターの指定管理者を指定したので、同条例第4条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県立飯塚研究開発センター	飯塚市川津680番地41	公益財団法人飯塚研究開発機構	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

公告

福岡県建設技術情報センター条例（平成7年福岡県条例第29号）第5条の規定に基づき、福岡県建設技術情報センターの指定管理者を指定したので、同条例第6条第3項の規定により次のように公示する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
福岡県建設技術情報センター	糟屋郡篠栗町大字田中315番地の1	公益財団法人福岡県建設技術情報センター	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市志摩櫻井字大口4423番14、4423番15並びに字浜田4845番2、4845番3、4845番5から4845番7まで、4846番2、4849番1、4849番3、4850番1、4850番2、4851番1から4851番3まで、4852番、4853番、4854番1、4854番2及び4855番並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区警固二丁目19番13号

Wiリゾート株式会社

代表取締役 渡邊 将太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

（2工区）田川郡福智町金田1283番の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡福智町金田937番地2

福智町

町長 黒土 孝司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第一工区) 宗像市桜美台35番5、35番6、35番13から35番15まで及び1175番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 弘実

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡志免町志免東四丁目17番63から17番78まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区吉塚本町13番109号
JR九州住宅株式会社
代表取締役社長 島野 英明

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、苅田港港湾計画の変更の概要を次のとおり公示する。

令和3年1月8日

苅田港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

- 1 港湾計画の変更の概要
苅田港港湾計画（昭和49年運輸省告示第281号によりその概要を公示し、平成29年

1月6日福岡県公報第3856号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

- (1) 「ニ 臨港交通施設計画」の変更
道路

名 称	起 点	終 点	車 線 数
臨港道路本港2号線	本港4号岸壁	南港7号A岸壁	2
臨港道路南港4号線	臨港道路南港2号線	主要地方道門司・行橋線	6

- (2) 「ハ 港湾環境整備施設計画」の変更
緑地

地区名	面 積（ヘクタール）	備 考
新松山	5	既定計画の変更

- (3) 「チ 土地利用計画」の変更

地区名	面積（ヘクタール）	用 途	備 考
新松山	57	工業用地	既定計画の変更
	23	緑地	既定計画の変更
本 港	164	工業用地	既定計画の変更
	4	交通機能用地	既定計画の変更
南 港	380	工業用地	既定計画の変更
	18	交通機能用地	既定計画の変更

- 2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 京都郡苅田町港町29番地 福岡県苅田港務所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第10項の規定に基づき、芦屋港港湾計画の

変更の概要を次のとおり公示する。

令和3年1月8日

芦屋港港湾管理者 福岡県

代表者 福岡県知事 小川 洋

1 港湾計画の変更の概要

芦屋港港湾計画（昭和54年5月福岡県公報第7801号によりその概要を公示し、平成26年11月25日福岡県公報第3648号等により港湾計画の変更の概要を公告した。）について、変更した事項は、次のとおりである。

(1) 「一 水域施設計画」の変更

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）	備考
芦屋	4.5～5.5	6	既定計画の変更

(2) 「三 係留施設計画」の変更

岸壁

地区名	水深（メートル）	バース数	用途	備考
芦屋	4.5	2	一般船用	既定計画の変更

(3) 「小型船だまり計画」を項番号四として追加

泊地

地区名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
芦屋	3.0	2

小型栈橋

地区名	基
芦屋	5

物揚場

地区名	水深（メートル）	延長（メートル）	用途
芦屋	3.0	100	ポートパーク用

(4) 「土地造成及び利用計画」の項番号四を五とし、次のように変更

地区名	面積（ヘクタール）	用途	備考
芦屋	10	ふ頭用地	既定計画の変更
	10	緑地	既定計画の変更

(5) 「港湾環境整備施設計画」の項番号五を六とし、次のように変更

地区名	面積（ヘクタール）	用途	備考
芦屋	10	緑地	既定計画の変更
	1（基）	魚釣施設	既定計画の変更

2 港湾計画の縦覧の場所

- (1) 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県県土整備部港湾課
- (2) 北九州市八幡西区則松三丁目7番1号 福岡県北九州市県土整備事務所

公告

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき指定した臨港地区内の分区を変更したいので、次のとおり公告し、当該変更に係る分区の案を令和3年1月8日から1月22日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る分区の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県県土整備部港湾課に意見書を提出することができる。

令和3年1月8日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る臨港地区の名称
 苅田都市計画臨港地区苅田港臨港地区
- 2 変更に係る分区の種類
 工業港区及び修景厚生港区

3 分区を変更する土地の区域

(1) 工業港区

苅田町鳥越町の一部

(2) 修景厚生港区

苅田町鳥越町の一部

4 変更に係る分区の案の縦覧場所

福岡県県土整備部港湾課

福岡県苅田港務所

公告

福岡県漁港管理条例施行規則の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和 3 年 1 月 8 日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 2 月 8 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県農林水産部水産局水産振興課に備え置きます。

公告

福岡県聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則等案について、次のとおり意見を募集します。

令和 3 年 1 月 8 日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

令和 3 年 1 月 8 日から令和 3 年 2 月 8 日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県総務部行政経営企画課に備え置きます。

雑 報

福岡県障がい者施策審議会公告

福岡県障がい者長期計画及び福岡県障がい者福祉計画（第 5 期）・福岡県障がい児福祉計画（第 2 期）の策定に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成 12 年 2 月 29 日 11 行改推第 92 号）第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和 3 年 1 月 8 日

福岡県障がい者施策審議会会長 門田 光司

1 意見募集の対象

福岡県障がい者長期計画及び福岡県障がい者福祉計画（第 5 期）・福岡県障がい児福祉計画（第 2 期）の策定に係る答申（案）

2 答申（案）の概要

福岡県障がい者長期計画及び福岡県障がい者福祉計画（第 5 期）・福岡県障がい児福祉計画（第 2 期）の策定

(1) 福岡県障がい者長期計画

- ① 計画策定の根拠規定 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項
- ② 計画期間 令和 3 年度から令和 8 年度の 6 年間
- ③ 骨子案

第 1 章 総論

第 1 節 計画の概要

第 2 節 障がいのある人の状況

第 3 節 障がいのある人の雇用、特別支援学校卒業者の進路状況

第 4 節 福岡県障がい者実態調査の結果

第 2 章 各論

施策体系

第 1 節 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

1 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 2 権利擁護の推進、虐待の防止
- 第2節 安全・安心な生活基盤の整備
- 1 福祉のまちづくりの総合的推進～すべての人に住みよいまちづくり
 - 2 住宅の確保
 - 3 移動しやすい環境の整備等
 - 4 アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進
- 第3節 情報化の促進と意思疎通支援の充実
- 1 情報通信における情報アクセシビリティの向上
 - 2 情報提供の充実等
 - 3 意思疎通支援の充実
 - 4 行政情報のアクセシビリティの向上
- 第4節 防災、防犯、消費者保護の推進
- 1 防災対策の推進
 - 2 防犯対策の推進
 - 3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
- 第5節 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 1 意思決定支援の推進
 - 2 相談支援体制の構築
 - 3 地域移行支援、在宅サービス等の充実
 - 4 障がいのある子どもに対する支援の充実
 - 5 障がい福祉サービスの質の向上等
 - 6 福祉用具の研究開発及び身体障がい者補助犬の育成等
 - 7 障がい福祉を支える人材の養成・確保
 - 8 研修体制の充実
- 第6節 保健・医療・福祉分野の連携による支援の充実
- 1 保健・医療サービスの充実
 - 2 重症心身障がい・医療的ケア児者の支援の充実
 - 3 発達障がい児者の支援の充実
 - 4 精神保健福祉施策の充実

- 5 難病に関する保健・医療施策の推進
- 6 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療

第7節 行政等における配慮の充実

- 1 行政機関等における配慮及び障がいのある人への理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等
- 4 資格に関する配慮等

第8節 雇用・就業機会の確保、経済的自立の支援

- 1 総合的な就労支援
- 2 経済的自立の支援
- 3 障がい者雇用の促進
- 4 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 5 障がい者施設における就労支援の充実・強化

第9節 教育の充実

- 1 インクルーシブ教育システムの推進
- 2 教育環境の整備
- 3 高等教育における障がいのある学生の支援の推進
- 4 生涯を通じた多様な学習活動の充実

第10節 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 1 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- 2 スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック競技等の障がい者スポーツの競技力向上

第3章 施策の円滑な推進

第1節 連携・協力の確保

第2節 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

(2) 福岡県障がい者福祉計画（第5期）・福岡県障がい児福祉計画（第2期）

- ① 計画策定の根拠規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第

33条の22

② 計画期間 令和3年度から令和5年度の3年間

③ 骨子案

第1章 総論

第1節 計画の概要

第2節 福岡県障がい者福祉計画（第4期）・福岡県障がい児福祉計画（第1期）の進捗状況

第2章 各論

第1節 地域生活移行、一般就労移行についての数値目標と対応策

第2節 障がい児支援の提供体制の整備等についての数値目標と対応策

第3節 地域生活支援拠点等有する機能の充実

第4節 障がい福祉サービス等の見込量と確保策

第5節 発達障がいのある人等に対する支援

第6節 指定障がい福祉サービス等に従事する人材の養成及び指定障がい福祉サービス等の質の向上

第7節 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第8節 県の実施する地域生活支援事業

第9節 収入水準向上のための計画

第3章 推進体制

第1節 連携協力の確保

第2節 進捗状況の管理及び評価

3 答申（案）の閲覧場所等

(1)～(6)の場所に配架するとともに(7)のホームページにも掲載する。

(1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）

(2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）

(3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）

(4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）

(5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2-1）

(6) 福岡県福祉労働部障がい福祉課（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁2階）

(7) 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

4 意見の提出期間

令和3年1月8日（金）から令和3年1月21日（木）まで必着

5 意見書提出の方法

持参・郵送・ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県福祉労働部障がい福祉課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3304

（電子メール）shogai@pref.fukuoka.lg.jp

※問い合わせ先：092-643-3262

別紙

意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
項目 (〇〇について)	
意見	
理由	
備考 (電話番号、電子メールアドレスなど)	

記入上の注意

- 1 「意見」及び「理由」をできるだけ本用紙1枚に納めてください。項目に対する個別の意見については、意見の対象となる事案のページ数を明記してください。
- 2 日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

告示第974号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、令和3管理年度（令和3年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年12月22日

福岡県知事 小 川 洋

特定水産資源	福岡県漁獲可能量	知事管理区分及び配分数量
まあじ	現行水準	全ての漁業：全量
まいわし対馬暖流系群	現行水準	全ての漁業：全量